

## 公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会役員報酬支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会定款（以下「定款」という。）第34条第3項の規定に基づいて、公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）の役員報酬の総額及び支給基準について必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬の総額)

第2条 役員に対する報酬の総額は、毎年度、次の額を超えてはならない。

- (1) 理事に対する報酬の総額は、毎年度250万円以内とする。
- (2) 監事に対する報酬の総額は、毎年度30万円以内とする。

### (役員報酬の支給額)

第3条 役員への報酬は、次に定める額とする。ただし、理事及び監事のそれぞれの報酬の総額が前条に定める額を超えるときは、本条で定める額の範囲内で支給することができる。

- (1) 理事に対しては、理事会及び協会に設置する委員会に出席した日を対象として、1人につき1日当たり5千円とし、理事会で定める協会の業務に従事した日を対象として、1人につき1日当たり1万5千円とする。但し、業務が1日のうちに重複しても1日とし、理事会又は協会に設置する委員会への出席と理事会で定める協会の業務が1日のうちに重複した場合には、主として従事した業務の日当とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、会長に対しては、理事会及び協会に設置する委員会に出席した日を対象として、1日当たり5千円とし、理事会で定める協会の業務に従事した日を対象として、1日当たり2万円とする。但し、業務が1日のうちに重複しても1日とし、理事会又は協会に設置する委員会への出席と理事会で定める協会の業務が1日のうちに重複した場合には、主として従事した業務の日当とする。
- (3) 監事に対しては、理事会に出席した日及び監事の業務に従事した日を対象として、1人につき1日当たり5千円とする。但し、業務が1日のうちに重複しても1日とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、協会の会員以外の者で弁護士、公認会計士又は税理士の資格を有する監事に対しては、理事会に出席した日を対象として、1人につき1日当たり1万円とし、監事の業務に従事した日を対象として、1人につき1日当たり3万円とする。但し、理事会への出席と監事の業務が1日のうちに重複した場合には、主として従事した業務の日当とする。

(支給の方法等)

第4条 役員に対する報酬の支給は、前条の額を業務従事日に現金で本人に支給するものとする。

(規程の変更)

第5条 会長は、この規程を変更する場合は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。この場合において、第2条の報酬の総額及び第3条の支給額を変更する場合は、当該年度の開始前に、理事会の議事を経て、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

1 この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。